

豆類関係対策の概要

豆類の安定生産を図るため、複数年契約取引の拡大や、新品種の導入等を支援します。

1. 豆類の複数年契約取引

小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るため、複数年の契約取引を導入し実需者等と結び付いた供給体制を構築する取組を支援します。

事業実施主体 農業者の組織する団体 等

成果目標 事業実施年度の翌々年度までに、

- ・ 複数年契約取引数量が事業対象の豆の全体の取引量に対して占める割合を2ポイント以上増加
- ・ 事業対象の豆の導入比率を2ポイント以上増加
- ・ 事業対象の豆(種子用に限る)の更新率を1ポイント以上向上 等

支援単価等

- ・ 支援単価：4,000円/10a
- ・ 補助金額 = $(A - B) \div C \times \text{支援単価}$
A：事業実施年産の補助対象となる契約取引数量 (kg)
B：事業実施前年産の補助対象となる契約取引数量 (kg)
C：補助対象品目に係る地域の平均単収 (kg/10a)

2. 豆類の新品種導入

小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るため、需要に応じた収益性・作業性等の向上に資する新品種を導入する取組を支援します。

事業実施主体 農業者の組織する団体 等

成果目標 事業実施年度の翌々年度までに、

- ・ 新品種の作付面積が事業対象の豆の全体の作付面積に対して占める割合を4ポイント以上増加
- ・ 事業対象の豆の10a当たりの労働時間を3%以上削減
- ・ 事業対象の豆(種子用に限る)の更新率を1ポイント以上向上 等

支援単価等

- ・ 支援単価：7,500円/10a
- ・ 対象面積：新品種の導入面積のうち前年産からの増加分